大野　義信　瓦井　安一　栗山　明
嶋田　恒雄　山口　辰信
正七位に叙する（各通）
甲斐東米男　小鷹　薫　中川　昭
西村　貞男　村上　隆　吉田　喜秋
従七位に叙する（各通）（以上三月十七日）
川崎　達也
正五位に叙する
鈴木　和男　坪井　辰雄
原　仁一　山田　昭雄
従六位に叙する（各通）
片田　武　深田　誠一
室井　哲夫　森下　正廣
正七位に叙する（各通）（以上三月十八日）
鈴木　臣吉
従四位に叙する
徳久　郁二　松宮　文雄
正七位に叙する（各通）（以上三月十九日）
高橋　重好
正七位に叙する（三月二十日）
○叙勲
（香川県まんのう町議会議員）　谷森　哲雄
旭日双光章を授ける
五十嵐秀雄　大場　政一　城塚　文雄
古川　成實　山岸　昭將
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十四日）
高橋　恒男　渡邊　恒
旭日単光章を授ける（各通）（三月十五日）
菅　祐二
旭日双光章を授ける
内山　榮富　小川　邦夫　渡部　哲也
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十六日）
笠原　順二
旭日双光章を授ける
大塚　幸夫　黒澤　誠
福永陸奥郎　松本　建嗣
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十七日）
川崎　達也
旭日中綬章を授ける（三月十八日）
関谷　敬喜　平木　道幸
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大江　信雄　影林　武雄　齋藤　正昭
高原　年昭　芳賀　勢二　星　忠司
三宅　二郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
（法務事務官）　齊藤　吉雄　畔田　重信
小宮　正邦　林　定雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十四日）
三枝　忠一　山崎　重武
瑞宝小綬章を授ける（各通）
（国土交通事務官）
岡田　弘康　小野　尚武
河合　勝　河津　宗徳
追　試　重田　和男　住友　公之
成重　博通　松清　和幸　若松　二郎
和田　滿
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　淑子　千葉　勝雄
古川　久保　前川　眞澄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十五日）
（岡山大学名誉教授）　大田原俊輔
瑞宝中綬章を授ける
櫻井　昇造　佐藤　正雄　佐藤　光夫
鈴木　正夫　田原　光男
白川瀧之助　平野　巧　廣岡　辰夫　山田　孝
瑞宝双光章を授ける（各通）
飯田　誠造　小鮒　藤太
鈴木　孝　煉谷　光雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十六日）
久我　逸夫
瑞宝小綬章を授ける
稲熊　輝　柿内　正人
佐々木博康　下田　文俊
谷宮　忠實　塚本　健二　栗山　明
森　正信　高橋　亮介
（石川県警視）　鶴巻　孝信
瑞宝双光章を授ける（各通）
山本　茂久
甲斐東米男　領家　肇
地頭　成昭　渡會　文夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十七日）
小鷹　薫
片田　武　村上　隆
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十九日）
川崎　敏太　原　仁一
室井　哲夫　山田　昭雄
瑞宝双光章を授ける（各通）（三月十八日）
徳久　郁二　松宮　文雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
高橋　竹男
瑞宝単光章を授ける（以上三月十九日）
高橋　重好
瑞宝双光章を授ける（三月二十日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月十二日午後六時二十四分御出門、国際福祉協会創立六十周年記念チェリー・ブロッサム・チャリティーボールに御臨席のため、ホテルオークラ東京（港区）へ行幸啓、同九時三十七分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、長野県へ行幸啓のため、四月十五日午前十一時十八分御出門、同県へ行幸啓、同月十六日午後三時五十七分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、四月十八日ジンバブエ国の独立記念日につき、同月十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十五年四月十九日

中部近畿産業保安監督部長　石垣　宏毅

一　名称　日本海産業株式会社

二　住所　福井県坂井市春江町藤鷲**塚**二十七号九番地

三　保安検査を行う事業所の名称及び所在地　日本海産業株式会社　福井県坂井市春江町藤鷲**塚**三十七号九番地

四　指定する地域　富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県

五　指定する区分

㈠　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定

㈡　一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定（特殊高圧ガスの特定施設を除く。）

六　指定年月日　平成二十五年四月八日

公告

諸事項

工場財団

岡山県井原市木之子町5301番地2**中島硝子工業株式会社**の工場財団に千葉県香取郡東庄町宮野台1番地49中島硝子工業株式会社関東・東庄工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年4月19日

千葉地方法務局香取支局

東京都中央区京橋一丁目5番8号**日本冶金工業株式会社**の工場財団に川崎市川崎区小島町4番2号日本冶金工業株式会社川崎製造所、京都府宮津市字須津413番地日本冶金工業株式会社大江山製造所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年4月19日

横浜地方法務局川崎支局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

名古屋地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　名古屋地方検察庁　平成25年第1号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成25年4月19日